

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

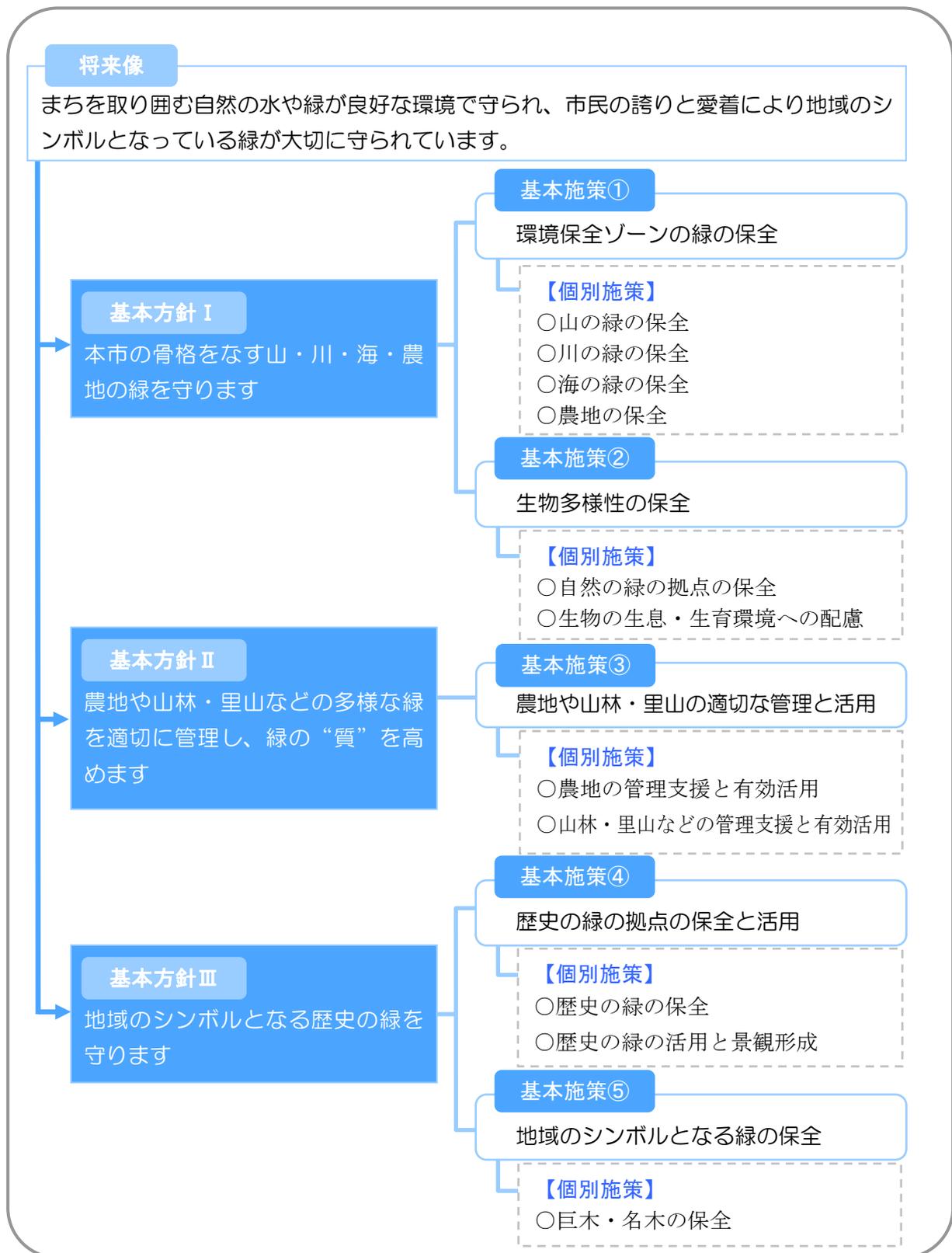
4-1 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系

緑の将来像を実現するため、「守る」、「創る」、「育てる」の視点に沿って、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を設定します。以下に、基本理念から将来像、施策の方向性を示す基本方針及び基本施策を体系として示します。



■ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系 ■

4-2 「守る緑」に関わる施策



■ 「守る緑」に関わる施策の体系 ■

4-2-1 「守る緑」に関わる具体施策

基本方針Ⅰ

本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

基本施策①

環境保全ゾーンの緑の保全

個別施策：山の緑の保全

- 山林や里山は、森林法で定める保安林や地域森林計画対象民有林の指定を継続し、社会情勢の変化に対応しながら、森林整備計画に基づき保全します。
- 市西部の三河湾国定公園や市北部の本宮山県立自然公園は、自然公園法や県条例に基づき適切な管理に努め、自然公園の機能を保全します。
- 林道の開設や整備事業を実施し、森林所有者が行う間伐などの維持管理作業を促進することにより、森林の持つ公益的機能を保全します。
- 市街化調整区域における必要な開発事業について、周辺の緑への影響をできる限り少なくするように適正な指導に努めます。

個別施策：川の緑の保全

- 一級河川の豊川は、「豊川水系河川整備計画」（平成 18 年 4 月 6 日一部変更）に基づき、良好な生態系や景観の形成に配慮しますが、河道内の樹木の治水上必要な伐採においては、自然植生に配慮し、その機能をできる限り維持するため、必要最小限とするよう努めます。
- 河川敷や河川堤防の法面において、良好な生態系や景観の形成に配慮しつつ、緑を適正に保全します。

個別施策：海の緑の保全

- 三河湾岸の海岸は、「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成 20 年 11 月変更）に基づき、マリンリゾートを楽しめるレクリエーションの機能の向上を図る一方、生態系や自然浄化機能の向上も図ります。

個別施策：農地の保全

- 市街化調整区域の優良な農地は、農業振興地域農用地区域の指定を継続し、保全を図ります。
- 市街化調整区域における必要な開発事業について、周辺の緑への影響をできる限り少なくするように適正な指導に努めます。

基本施策②

生物多様性の保全

個別施策：自然の緑の拠点の保全

- 美しい山並みを形成する地域のランドマーク※であり、歴史ある社寺の境内林が存在する本宮山や観音山、コアブラツツジの自生地である宮路山、ヒメハルゼミの生息地などが分布する御津山の一带は、保全配慮地区の指定を検討し、郷土の植生としての歴史の緑の保全とともに、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。

個別施策：生物の生息・生育環境への配慮

- 生物の生息・生育環境に配慮した空間を創出するよう努めます。
- 里山における樹林地の機能を高めるため、公園区域や河川区域などの公有地において、繁茂する竹林などの伐採や広葉樹などの植栽に努め、民有地においてはその啓発に努めます。
- 在来種を主とした、多様な樹種を用いた森づくりを推進します。
- 音羽川、白川、帯川などのホタルの生息地の保全活動など、市民による動植物の保全、復元活動を支援します。
- 環境保全型農業を推進し、食の安全・安心を高めるとともに、生物の生息・生育環境の保全に配慮します。
- 教育の現場などにおけるビオトープ体験などを通じて、生物多様性の保全に向けた啓発・教育活動に努めます。

基本方針Ⅱ

農地や山林・里山などの多様な緑を適切に管理し、緑の“質”を高めます

基本施策③

農地や山林・里山の適切な管理と活用

個別施策：農地の管理支援と有効活用

- 耕作放棄地の増加を抑制するため、市民農園の設置や保育園などによる教育の場としての利用を推進します。また、景観作物の栽培を促進し、彩りある田園風景の創出を図ります。
- 豊川市農業担い手育成総合支援協議会と連携するとともに、農地情報バンク制度や農業人材バンク制度を活用することによって、耕作放棄地の解消及び農業の担い手の育成を図り、農地の有効活用を図ります。

個別施策：山林・里山などの管理支援と有効活用

- 山林や里山などの適切な管理を促進するため、所有者や管理団体が行う植林、間伐などを支援するとともに、近隣市の管理団体、市民活動団体などとの連携を図ります。また、「あいち森と緑づくり事業（人工林整備事業、里山林整備事業）」を活用することにより、森林、里山林の整備、保全を図ります。
- 森林のもつ公益的機能やそれを担う林業の大切さなどについての意識啓発を行うため、体験学習講座を開催します。
- 民有の山林・里山の荒廃を防ぐため、保全・管理を行う担い手創出事業を市民との協働によって進めます。
- 市民参加による山林・里山などの管理の仕組みを検討します。

基本方針Ⅲ

地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

基本施策④

歴史の緑の拠点の保全と活用

個別施策：歴史の緑の保全

- 歴史や文化の趣きを醸し出す社寺境内地などの樹林や樹木について、その保全に対する所有者の意識啓発に努めます。また、市街地の貴重な緑として永続的に保全するため、特別緑地保全地区、保存樹（林）の指定などを検討します。

個別施策：歴史の緑の活用と景観形成

- 三河国分寺跡は、公有化を進め、史跡公園としての保存整備を推進します。
- 保存整備事業の行われた三河国分尼寺跡は、ボランティアガイドによる案内など、市民による活動を継続的に支援し、観光資源としての機能の強化を図ります。また、生涯学習や学校教育の場、市民の憩いの場、イベント広場としての活用を図ります。
- 御油のマツ並木は、「御油のマツ並木保存管理計画」（平成 18 年 3 月）に基づいた適切な管理を進めるとともに、郷土の情景を保全・継承し、地域住民や来訪者の交流の場となる公園の整備を進め、観光資源としての機能の強化を図ります。また、三河国分尼寺跡同様、市民参加による管理、活用を検討します。
- 歴史の緑を本市の景観資源として活かすとともに、歴史景観の維持向上を図るため、景観計画の策定を検討します。

基本施策⑤

地域のシンボルとなる緑の保全

個別施策：巨木・名木の保全

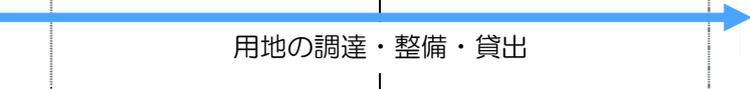
- 地域のシンボルとして親しまれている巨木や名木を、将来に渡って保全していくため、分布やいわれなどを調査し、市民への周知や、保存樹（林）の選定を検討します。

4-2-2 「守る緑」に関わる目標・指標

(1) 市民農園の設置

本市では、土と緑に身近にふれあうことのできる市民農園を市民に貸し出す取組を行っています。本市の特徴的な景観である田園風景を守るとともに、市民の農業に対する理解を深めるため、市民農園の箇所数を14箇所を増やすことを目指します。

◆目標・指標			
指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
市民農園の箇所数	12箇所	13箇所	14箇所

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●	●	●		

(注)・実施主体：施策を行うにあたって、主として推進する主体を表します。

- ・現況（平成22年）の市民農園の箇所数は、平成22年9月1日開設の蔵子市民小菜園及び平成23年4月1日開設の麻生田市民小菜園を含む数値としています。



蔵子市民小菜園

(2) 里山林保全活動の推進

里山林は私たちの生活を支える身近な自然であり、二酸化炭素の吸収、洪水や土砂災害の防止のほか、水源の涵養など、暮らしに密接した公益的機能を有しています。

そこで、里山林を保全するため、平成 21 年度よりはじまった愛知県の「あいち森と緑づくり事業」の活用を検討し、体験学習の場の提供、講習会の開催などを通じて、里山林保全市民団体の設立を促進します。

◆目標・指標

指標名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
里山林保全市民団体の新規設立数	—	—	1 団体以上

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期 5 年	後期 5 年
●	●	●	体験学習の場の提供、講習会の開催など 里山林保全市民団体設立促進	



里山保全活動の様子（とよがわ森のデザイン講座）

写真提供：東三河流域森林・林業活性化センター

(3) 巨木・名木の保全

本市には、豊川稲荷や砥鹿神社などの社寺をはじめとした歴史的・文化的資源が数多く分布しており、それらの施設には古くから残る樹木が存在しています。また、まちかどの旧家などにも地域のシンボルとして親しまれている樹木が存在しています。そうした貴重な樹木を「(仮称) とよかわの巨木・名木」に選定するとともに、歴史的な背景や保全の重要性を周知することにより、市民の愛着を高め、保全を促進します。

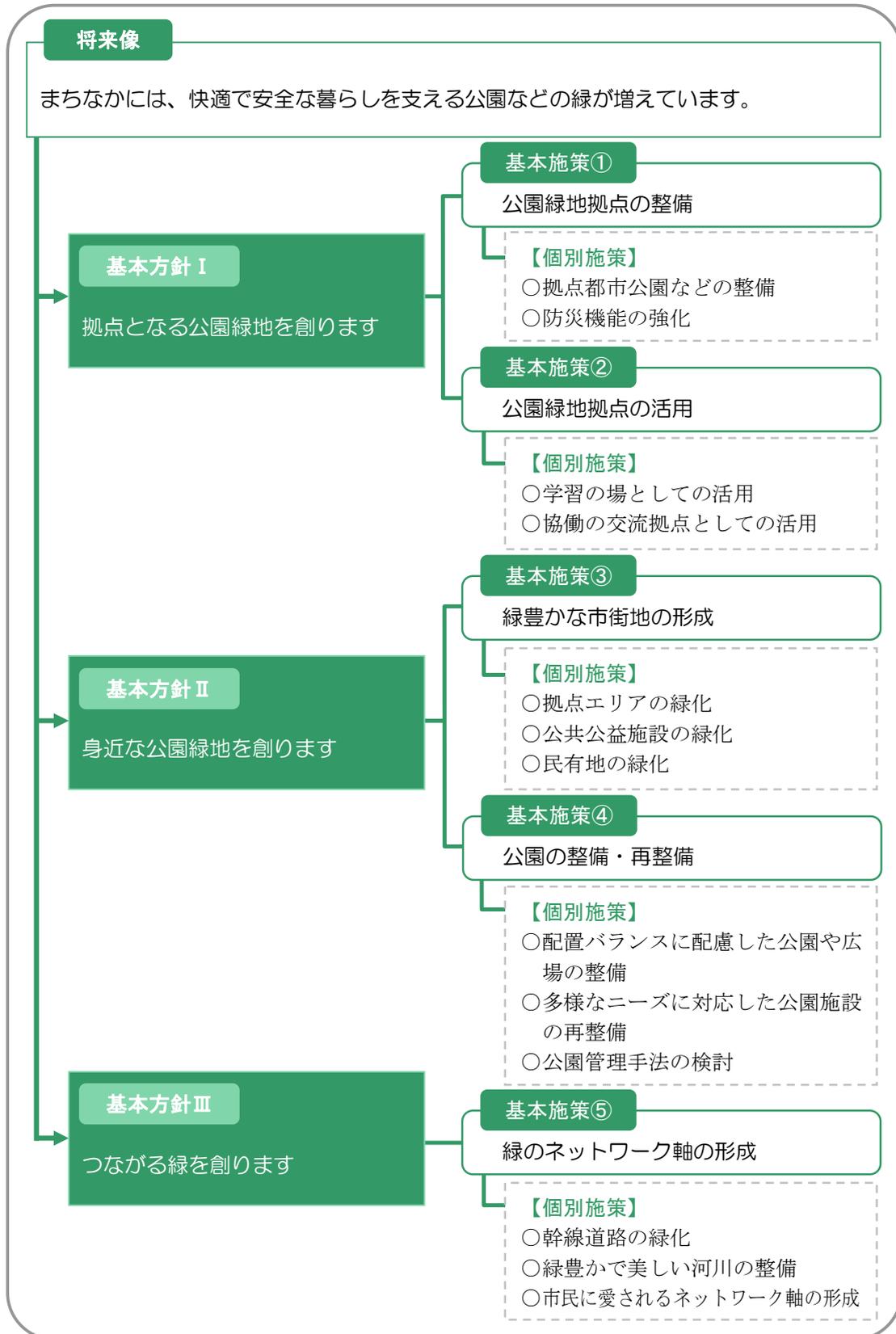
◆目標・指標			
指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
巨木・名木の選定	制度なし	—	選定制度あり

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●		●	検討・調査 → 調整	選定・公表



牛久保のナギ（下長山町）

4-3 「創る緑」に関わる施策



■ 「創る緑」に関わる施策の体系 ■

4-3-1 「創る緑」に関わる具体施策

基本方針Ⅰ 拠点となる公園緑地を創ります

基本施策① 公園緑地拠点の整備

個別施策：拠点都市公園などの整備

- 豊川市スポーツ公園、手取山公園の整備を推進します。
- 三上緑地、豊川公園、赤塚山公園などの都市公園の機能拡充を推進します。
- 現在、部分供用となっている東三河ふるさと公園、三河臨海緑地について、公園緑地拠点としての機能をさらに高めるため、全面供用に向けた整備を愛知県に要望し、整備を促進します。

個別施策：防災機能の強化

- 広域避難場所に指定されている桜ヶ丘公園や豊川公園、一時避難場所に指定されている公園などにおいて、防災関連施設（防災無線、耐震性貯水槽など）の整備を推進するとともに、延焼の遅延・防止や安全性確保に効果の高い植物の植樹・植栽に努めます。

基本施策② 公園緑地拠点の活用

個別施策：学習の場としての活用

- 自然観察や農林業体験、自然体験などの「緑の教育」の拠点として、施設の充実及び活用を図ります。

個別施策：協働の交流拠点としての活用

- 町内会、ボランティア・市民活動団体、事業者などと行政が協働で緑を守り、育てるために、情報発信、情報交換、学習、交歓などを行うことができる「緑の交流拠点」として、施設の充実及び活用を図ります。

基本方針Ⅱ

身近な公園緑地を創ります

基本施策③

緑豊かな市街地の形成

個別施策：拠点エリアの緑化

- 都市核緑化推進エリア・地域生活拠点緑化推進エリアでは、賑わいや華やかさの演出、歩行者のための緑陰の確保に配慮した緑化を推進します。
- 拠点間をつなげる緑のネットワークの形成を目指すとともに、少量でも緑を感じられるよう、植樹柵間などに「まちかど花壇」を設置するなど、市民とともに道路の緑化を積極的に推進します。
- 歴史的遺産や緑が残されている名古屋大学太陽地球環境研究所について、所有者である名古屋大学と調整を行い、効果的な保存、活用方法を検討します。

個別施策：公共公益施設の緑化

- 公共公益施設においては、屋上や壁面、駐車場などの緑化を積極的に行います。特に、市役所をはじめとした公共公益施設が集積している諏訪地区周辺は、本計画における都市核緑化推進エリアであることから、本市の施設緑化の取組の先導役として緑化を推進します。
- 保育園・小中学校においては、緑のカーテン事業などの緑化施策を拡大・推進します。園庭・校庭の芝生化については、維持管理コストなどの経済性や管理体制の構築などの課題について検証します。

個別施策：民有地の緑化

- 住宅や工場、事業所などの民有地の屋上や壁面、駐車場などの緑化に対する補助制度の導入を検討します。
- 地域の要望、実情などを踏まえて、緑化地域制度、地区計画など、緑化率条例制度、緑地協定制度などの導入を検討します。
- 開発行為を実施する際には、法に定められた基準以上の緑地の整備とともに、地域性に配慮し、適切な公園緑地を整備するよう、事業者に対する指導を継続します。

基本施策④ 公園の整備・再整備

個別施策：配置バランスに配慮した公園や広場の整備

- 公園や広場が不足する地区において、身近な公園や広場の整備を推進します。
- 土地区画整理事業に伴って創出される公園緑地の早期整備を推進します。

個別施策：多様なニーズに対応した公園施設の再整備

- 既存の公園施設について、防犯性・安全性を確保するための公園内の見通しの改善、緑陰を確保するための高木の植栽、健康増進などのための遊具の導入など、市民の多様なニーズに対応した再整備を検討します。

個別施策：公園管理手法の検討

- 既存の公園緑地については、これまでの短期的な視点での維持・管理手法から、予防や保全を目的とした維持・管理へと転換を図るため、公園施設長寿命化計画の策定を行います。また、策定した計画に基づく公園の再整備時には、ワークショップなどの住民参加の手法を取り入れて行います。
- 市の管理する既存公園の一部を、花壇づくりや植樹などの活動スペースとして、町内会、ボランティア・市民活動団体などに提供し、公園の部分管理を行う仕組みを構築します。

基本方針Ⅲ

つながる緑を創ります

基本施策⑤

緑のネットワーク軸の形成

個別施策：幹線道路の緑化

- 既存の街路樹を適切に維持・管理するとともに、新設・改良を行う路線については、植樹帯や植樹柵の整備を積極的に推進します。
- 街路樹の成長に伴い、まちなみ景観や自動車・歩行者の通行に支障をきたしている箇所について、街路樹の樹種、管理手法などを検討します。

個別施策：緑豊かで美しい河川の整備

- 緑のネットワークとしての河川の機能を高めるとともに、生物の移動空間、市民の憩いの場を創出します。また、合併後の新市の一体感を醸成するため、旧一宮町、旧小坂井町の区域へ佐奈川の桜並木の延伸を計画・推進します。
- 音羽川、西古瀬川沿いの桜並木の保存・整備を促進します。
- 河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川環境を保全・創出することが可能な箇所について、多自然川づくり^{*}を促進します。また、水や緑とふれあえる親水機能を備えた水辺空間の保全・整備が可能な箇所について、その整備を推進します。

個別施策：市民に愛されるネットワーク軸の形成

- 街路樹や桜の植樹によるネットワーク軸の形成の推進にあたっては、樹木の里親制度など、市民が愛着を持って整備・管理に参加できる仕組みの構築・活用を検討します。
- 樹齢 60 年以上が経過し、枝枯れなどの症状が現れている桜トンネルについて、良好な景観や市民の憩いと安らぎの場を次世代へ引き継ぐため、再生整備計画を策定し、老木の植替えや若木の補植などを推進します。

4-3-2 「創る緑」に関わる目標・指標

(1) 身近に公園がある地域の割合

本市の市街化区域においては、身近に公園（都市公園、児童遊園・ちびっこ広場など）が不足している地域があります。

将来的には、災害時における避難場所（オープンスペース）などとしての機能を充実させるため、市街化区域内に暮らす市民の身近に公園がある状態にすることを目指します。新たな公園の整備などにより、市街化区域内において公園から 250m の圏域がカバーする「身近に公園がある地域の割合」を、75%に向上させることを目指します。

◆目標・指標

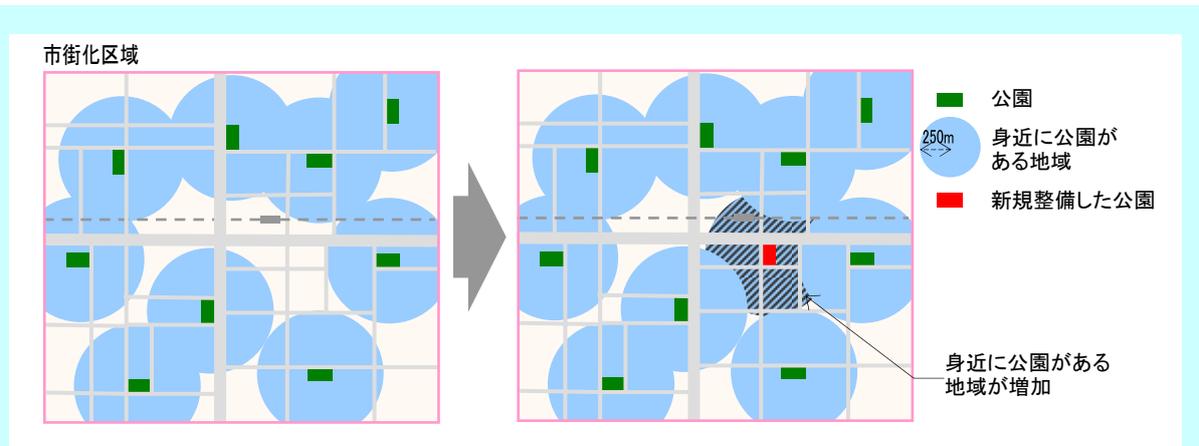
指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
身近に公園がある地域の割合	71%	73%	75%

(注)・ここで定義する「公園」は、都市公園及び公共施設緑地のうち児童遊園、ちびっこ広場、緑地・広場、史跡公園、その他広場に分類される公園緑地を対象としています。
 ・「身近に公園がある地域の割合」とは、公園から半径 250m内の地域の合計面積（重複を除く）が市街化区域面積に占める割合をいいます。

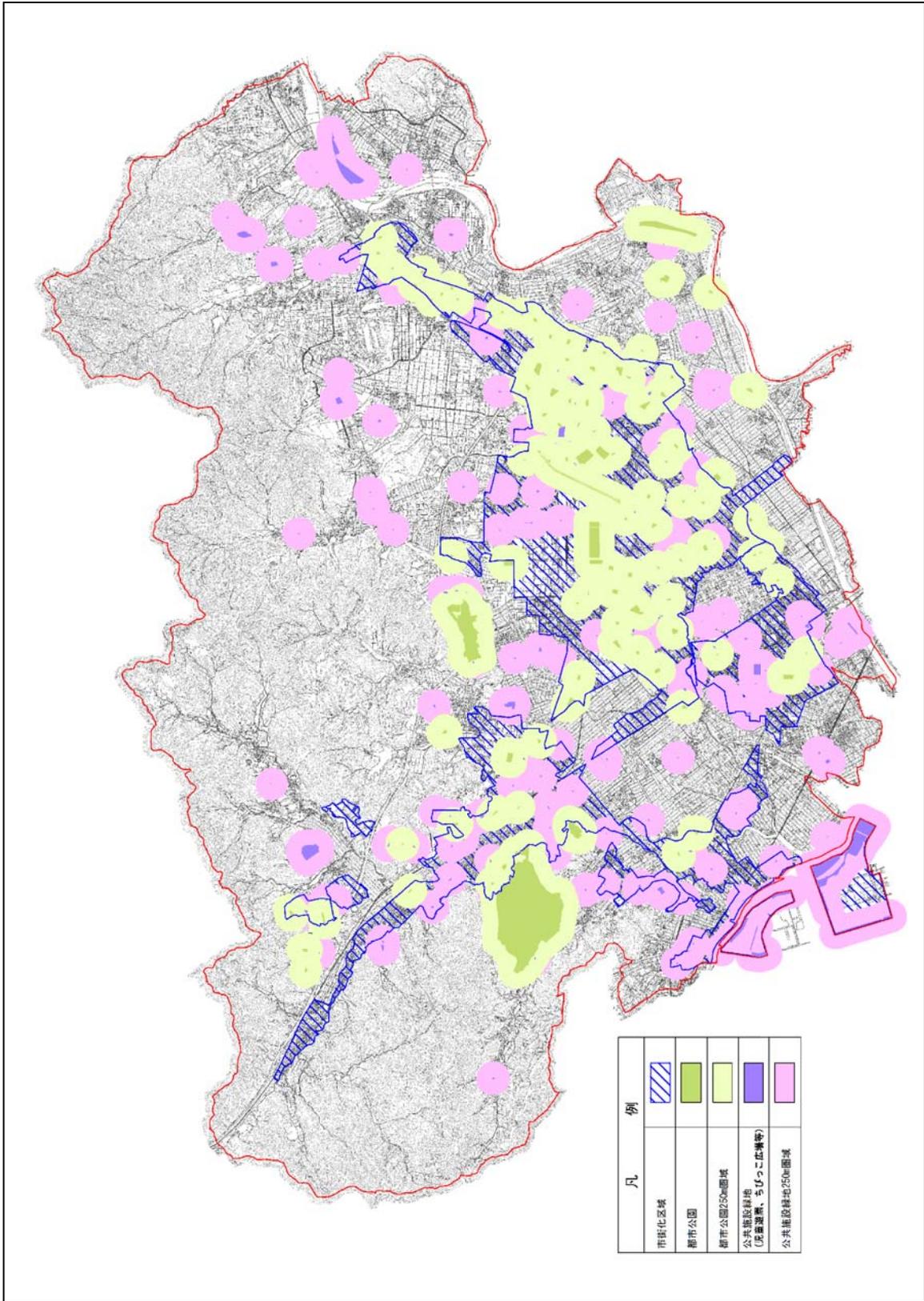
◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●		●		

【参考資料：身近に公園がある地域の増加割合・面積の計上方法】



(注)「身近な距離」を 250mとし、公園を中心に描いた半径 250m の円内の地域が「身近に公園がある地域」としています。



■ 身近に公園がある地域（平成 22 年 4 月 1 日時点） ■

(2) 佐奈川の桜並木の延伸

本市の中心部を流れる佐奈川沿いには桜並木が形成されており、本市のシンボリックな緑として市民に親しまれていますが、桜並木の整備は旧豊川市内のみとなっています。

佐奈川を緑のネットワークとして強化するため、また、合併後の新市の一体感を醸成するため、旧一宮町、旧小坂井町の区域への桜並木の整備を推進し、佐奈川の桜並木の植樹本数を、1,000本に増やすことを目指します。

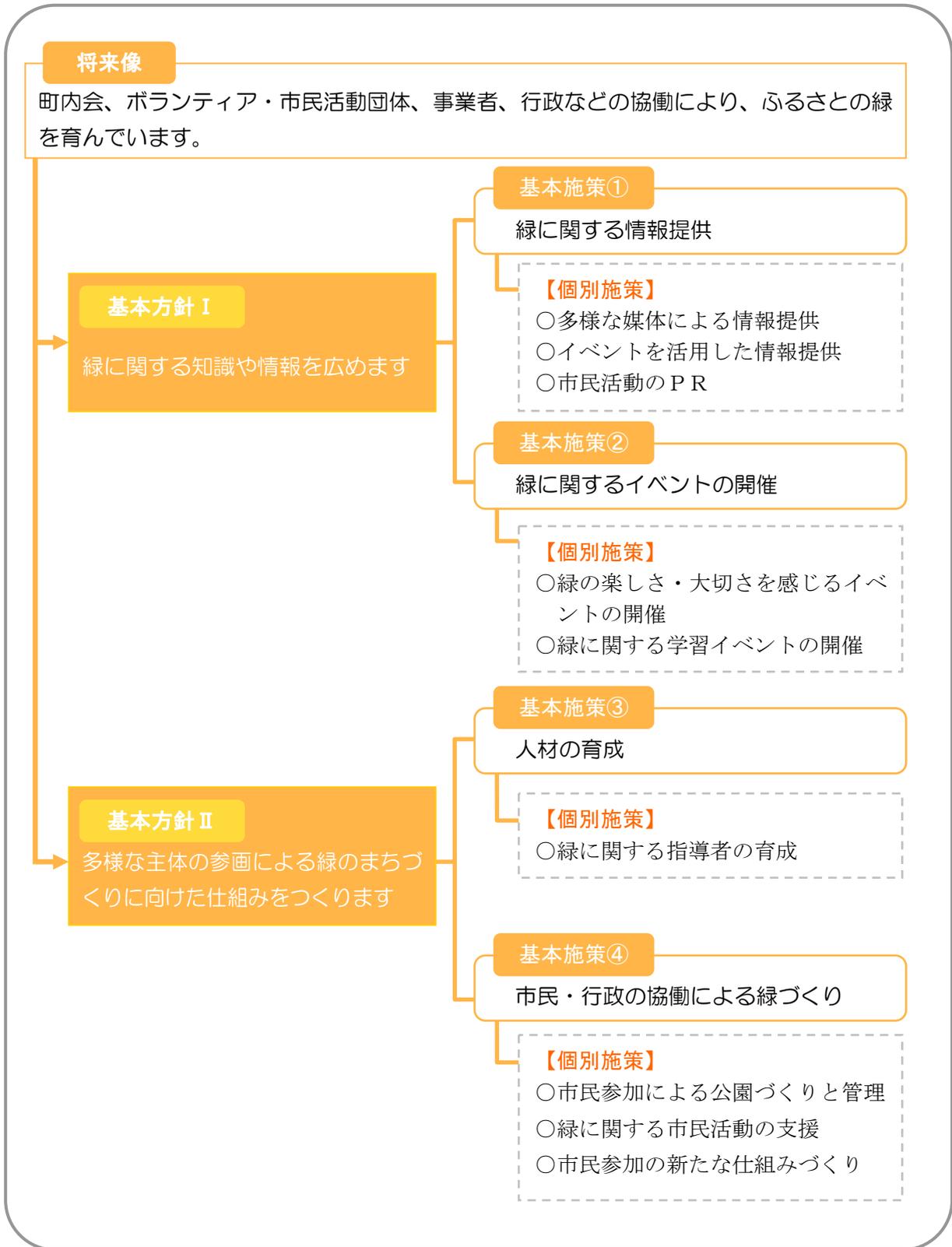
◆目標・指標			
指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
佐奈川の桜並木の植樹本数	731本	850本	1,000本

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●		●	計画・検討	整備



佐奈川の桜並木

4-4 「育てる緑」に関わる施策



■ 「育てる緑」に関わる施策の体系 ■

4-4-1 「育てる緑」に関わる具体施策

基本方針Ⅰ 緑に関する知識や情報を広めます

基本施策① 緑に関する情報提供

個別施策：多様な媒体による情報提供

○広報とよかわや市のホームページ、PRパンフレットなど、多様なメディアにより、緑に関する情報を市民に発信します。

個別施策：イベントを活用した情報提供

○市民まつりなどのイベントにおいて、花や樹木とふれあう機会の創出、種・苗の配布などを実施することにより、緑の良さ、大切さを市民に広め、緑に対する関心を高めます。

個別施策：市民活動のPR

○町内会、ボランティア・市民活動団体などが行う緑化活動を紹介し、市民の緑化活動への関心を高めます。また、市民活動が活発になった時点で、緑化や緑の保全に関する優れた活動団体を表彰する制度の創設を検討します。

基本施策② 緑に関するイベントの開催

個別施策：緑の楽しさ・大切さを感じるイベントの開催

○子ども会、老人会やボランティア団体などが参加する、花や樹木の植樹イベントの開催を推進します。
 ○自然観察会やフラワーアレンジメントなど、緑を楽しめるイベントの開催を推進します。
 ○民有地緑化の促進、地球温暖化防止の推進、市民緑化活動の促進などのため、「緑のカーテン事業コンテスト」を開催します。開催にあたっては、「住宅部門」、「団体部門」などを設け、市民や事業者、行政が一体となった緑づくりのきっかけづくりとします。

個別施策：緑に関する学習イベントの開催

○市民の緑に関する知識を深めるため、里山保全の体験学習会、樹木の勉強会、ビオトープ活動などのイベントを開催します。

基本方針Ⅱ

多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります

基本施策③

人材の育成

個別施策：緑に関する指導者の育成

- 町内会、ボランティア・市民活動団体などによる自主的かつ活発な緑に関するイベントの開催や組織発展のため、指導者育成講習会を開催するなど、緑に関する指導者を育成する仕組みづくりを検討します。

基本施策④

市民・行政の協働による緑づくり

個別施策：市民参加による公園づくりと管理

- 公園緑地の整備に際しては市民などが参加するワークショップを実施し、市民のニーズの反映に努めます。ワークショップにおける、地域に愛される植栽計画や地域が管理する花壇をはじめとした緑化スペースの設置計画などについての議論を通じて、整備後、地域による緑に関する活動実施の機運の高揚を図ります。
- ワークショップを通じて設置された公園緑地や既存の公園緑地について、町内会、ボランティア・市民活動団体などと行政が協働で管理する公園緑地を増やすため、積極的に参加したいと感じる管理の仕組みを検討・構築します。

個別施策：緑に関する市民活動の支援

- 既存の公園緑地における、町内会、ボランティア・市民活動団体などによる花の植替えや植樹、草刈・剪定などの緑に関する活動を支援します。

個別施策：市民参加の新たな仕組みづくり

- 豊川市公共施設アダプトプログラム制度の周知・啓発を図り、登録団体数の増大を目指します。また、アダプトプログラム制度を活用した緑化活動への支援メニューの追加を検討します。
- 先進的で、優良な緑の活動を積極的に行う団体などの活動を支援するため、新たな補助制度の創設などを検討します。

4-4-2 「育てる緑」に関わる目標・指標

(1) ワークショップを行って整備する公園緑地の数

市民に愛される植栽計画や緑化活動スペースを設けるため、公園緑地の設計段階で、市民などが参加するワークショップを行い、整備を行います。本市では、平成 18 年度からワークショップ方式による公園緑地の設計を行っており、平成 22 年現在、2 箇所を整備しています。

ワークショップを通じて公園緑地の整備に関わることによって、その公園緑地に対する愛着を深め、整備後の管理においても、市民が積極的に管理に参加する機運の高揚を図るため、ワークショップを通じて整備を行う公園緑地の数を 10 箇所を増やすことを目指します。

◆目標・指標

指標名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
ワークショップを行って整備する公園緑地の数	2箇所	6箇所	10箇所

◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期 5 年	後期 5 年
●	●	●	 ワークショップの開催、公園緑地の整備	



公園整備ワークショップの様子
(整備中の大池散策路)

(2) 市民と行政が協働で管理する公園などの割合

町内会、ボランティア・市民活動団体などと行政が協働で管理を行う公園緑地の増加を図ります。

推進にあたっては、花や緑とふれあえる場として、花壇のフリースペースを提供するなど、積極的に参加したいと感じる管理の仕組みを検討・構築し、市民と行政が協働で管理する公園の割合が75%に増加することを目指します。

◆目標・指標			
指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
市民と行政が協働で管理する公園の割合	62.7%	68.8%	75.0%

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●	●	●	 随時拡大、整備・管理の仕組みの構築	



市民活動団体による公園整備・管理の様子
(整備中の手取山公園)

(3) アダプトプログラムの登録団体数

市民と行政が協力し合い、まちの環境美化を推進するため、市内の道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度である、豊川市公共施設アダプトプログラム制度の登録団体数の増加を図ります。

豊川市公共施設アダプトプログラム制度は、市民の認知度が低い状況にあるため、制度の積極的な周知を図るとともに、登録・参加しやすい仕組みを検討します。市民と行政が協働で本市の緑や環境の管理に関わる機会の増加を図り、登録団体数が 159 団体に増加することを目指します。

◆目標・指標			
指標名	現況 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
アダプトプログラム 登録団体数	61 団体	108 団体	159 団体

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期 5 年	後期 5 年
●	●	●	 制度の周知、登録・参加しやすい仕組みの検討	



アダプトプログラム制度による活動の様子
(会下山地区)